

令和8年度 加古川市 児童クラブのご案内 (夏休み期間限定利用)



令和8年度 夏休み期間限定利用申込受付について		
受付期間	月日	令和8年5月11日(月)～5月22日(金) (土曜、日曜を除く)
	時間	午前9時～午後5時15分まで【時間厳守】
申込方法	①かこがわオンライン申請システムによる申し込み(QRコードは右下です) ※上記受付期間中(土日含む)は24時間申込可能 ※上記受付期間を過ぎるとオンライン申請はできませんのでご注意ください。	
	②利用申込書の提出による申し込み ※受付期間中に下記の申込受付場所にて必要書類をご提出ください。	
申込受付場所	市役所 新館8階 社会教育課窓口	
利用審査結果	上記期間内の受付分は、7月上旬頃に文書にて通知します。	

※書類不足や、記入漏れ等の不備をなくすため、郵送・市民センター窓口での受付はできません。

〈オンライン申請はこちら〉

加古川市教育委員会 社会教育課
(市役所新館8階)

〒675-8501
加古川市加古川町北在家 2000 番地
TEL : 079-427-9751(直通)



1 児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の目的

市内の小学校(義務教育学校を含む。)に通っている1年生から6年生までの児童で、放課後に保護者の仕事やその他の事情により、保育を必要とする児童に対して、その保護と健全育成を図るための事業です。全国的には、「学童保育」と呼ばれることもありますが、加古川市ではこの事業を「児童クラブ」と呼んでいます。「児童クラブ」は、児童の安全保護、健全育成を第一の目的としていますので、学力の向上を目的とする学習塾とは異なります。

2 対象児童

児童クラブを利用できる児童は、次の条件を備えていることが必要です。

- (1)市立小学校(義務教育学校を含む。)に通う小学生
- (2)保護者が仕事や病気などのため、夏休み中の保育を必要とする。



3 利用申込みに必要な書類

(1)児童クラブ利用申込書(児童1人につき1部)	オンライン申請による申し込みの場合は、(1)、(2)の書類は不要です。(3)の書類はオンライン申請でも必要となりますので、下記の利用希望理由に応じた書類をお手元にご用意ください。
(2)児童クラブすこやかシート(児童1人につき1部)	
(3)就労証明書等(父、母) ※下記の利用希望理由に応じた書類が必要です。	

利用希望理由	必要な書類
会社・団体等で勤務している方	就労証明書(就労先に証明をうけてください) ※育児休業を取得中の方は、就労証明書とともに、取得期間の分かる育児休業期間証明書等も提出してください。
自営業主(個人事業主)・自営業専従者(自営業協力者)の方	就労証明書(就労証明書に記入のうえ、添付書類(就労証明書裏面に記載)も提出してください。)
病気・ケガ・障害	医師が発行する診断書等の写しまたは身体障害者手帳等の写しを提出してください。診断書等は療養期間の記載のないものや「家庭での保育が困難である」状況が不明のものは無効です。
就学(職業訓練含む)	①と②の両方のご提出が必要です。 ①在学証明書の写し ②授業カリキュラム等の写し
出産前後の休養が必要な方	産前:母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写し 産後:母子健康手帳(出生届出済証明書のページ)の写し等出生日のわかるもの ※入所可能期間は、産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで
親族の介護・看護	介護または看護を受ける者の医師が発行する診断書等の写しまたは身体障害者手帳の写しを提出してください。

- ※二人以上同時に申込みをされる場合は、どちらかお子様お一人分に添付して提出してください。
- ※土曜日児童クラブは、保護者が土曜日勤務や疾病等により土曜日に児童の保育を必要とする場合に限り、利用できます。
- ※平日勤務のみの就労証明書では、土曜日児童クラブの利用はできません。あらかじめご注意ください。
- ※祖父母による児童の保護を理由に校区外申請をされる方(祖父母の実家のある校区に通学するなど)は、祖父母の就労証明書が必要です。
- ※自営業主(個人事業主)、自営業専従者(自営業協力者)として従事している方等は、就労証明書と就労証明書裏面に記載しております添付書類をご提出ください。

4 利用申込みにかかる注意事項

(1) 夏休み期間限定利用につきましては、多くの申込みがあることが予測されるため、在籍していない小学校の児童クラブで受入れの調整を行うことがあります。

在籍していない小学校の児童クラブの利用を希望される場合は、申込書に利用を希望する旨を記入いただき、「在籍していない小学校の児童クラブの利用希望確認書」を申込書と合わせてご提出ください。なお、利用の可否については、「令和8年度(夏季休業中) 加古川市児童クラブ利用選考基準」に基づく選考及び各児童クラブの受入れ状況を踏まえて決定します。

※利用クラブは希望どおりとならない場合があります。

(2) 申込書類提出後に、申込書類の記載内容や証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに社会教育課にご連絡ください。

5 開所日時と閉所日(休みの日)

【開所日時】

(1) 令和8年7月21日(火)から令和8年8月31日(月)まで

(2) 午前7時45分から午後6時30分まで (送迎が必要となります。)

※児童クラブ開所時間中の送迎を厳守してください。

※児童の安全確保のため、保護者の送迎が困難な場合は、代理(必ず成人)の方等での対応をお願いします。

※午後6時30分を超えて午後7時まで延長利用可。(別途料金必要)

※給食がありませんので、お弁当が必要です。お茶も十分にご用意ください。

【閉所日(休みの日)】

・日曜、祝日

・天災などにより、教育委員会が児童クラブを閉所すべきと認めた場合



【警報が発令されたとき】

午前7時に警報が発令されているとき閉所となります。

※時間によっては、支援員等からの連絡によって迎えに来ていただくこともありますのでご了承ください。



【熱中症予防情報サイトのアラート等の発表に伴う対応】

夏休み期間(登校日を除く)は、熱中症特別警戒アラートや暑さ指数にかかわらず、通常通り開所となります。



【保護者の方へのお願い】

児童クラブから帰るときは、児童の安全確保のため、閉所時刻までに保護者の方のお迎えが原則となります。仕事等の関係で閉所時刻までに保護者の迎えが困難な場合は、代理(必ず成人)の方等で対応していただくようお願いいたします。

※児童クラブへ代理で送り迎えを行うなど、育児援助を受けたい人で行いたい人が会員登録し、有料でのボランティア活動を行うファミリーサポートセンター事業があります。利用には事前登録が必要です。制度の詳細については、加古川市ファミリーサポートセンター事務局(Tel.079-424-9933)までお問い合わせください。

6 児童クラブ教室

児童クラブの教室は、小学校・幼稚園の余裕教室、または、専用のプレハブ教室を使用します。

※土曜日児童クラブの詳細は、「9 土曜日児童クラブ」をご覧ください。

7 児童クラブの先生

・支援員、補助員を各児童クラブの児童数等に応じて配置します。

・土曜日児童クラブの先生は、平日の支援員・補助員とは異なります。

9 土曜日児童クラブ

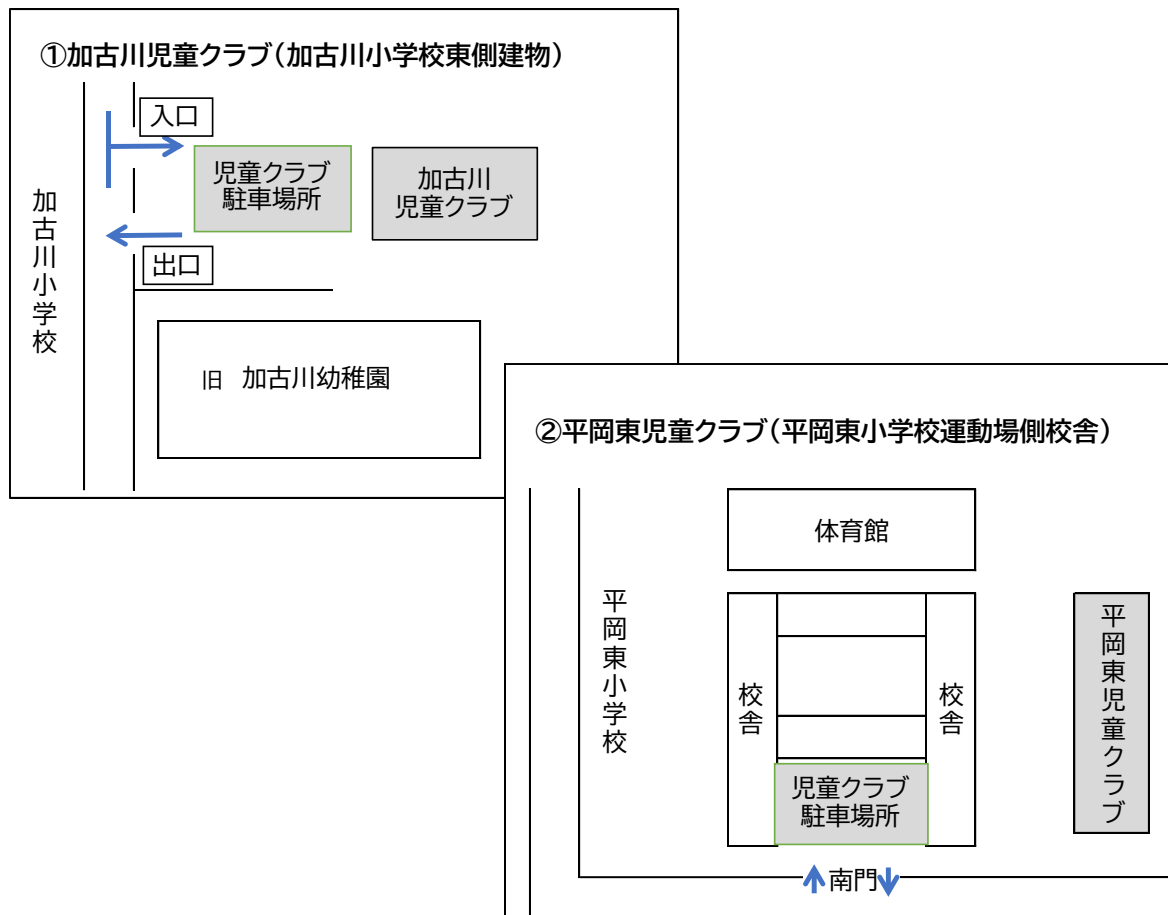
土曜日児童クラブは、①加古川児童クラブと②平岡東児童クラブの2カ所にて実施しますが、児童クラブの運営を民間事業者がしている児童クラブについては、土曜日の開所方法等が異なりますので、対象者には別途お知らせします。

※土曜日児童クラブは、保護者が土曜日勤務や疾病等により土曜日に児童の保育を必要とする場合に限り、利用できます。土曜日の勤務時間の記載がない就労証明書では、土曜日児童クラブの利用はできません。あらかじめご注意ください。

【利用のきまり】

- ・利用対象者は、各児童クラブに在籍している1年生から6年生の児童です。
- ・土曜日だけの利用はできません。
- ・開所時間は午前7時45分から午後6時30分までです。※午後6時30分を越えて午後7時まで延長利用可。(別途料金必要)
- ・児童クラブ周辺の路上駐車は、近隣の方の迷惑になるので絶対にしないでください。
- ・送迎の際は、児童クラブ教室内までお子さまをお連れください。
- ・おやつ代・教材費として、毎回100円を集金します。
- ・持ち物は、弁当・水筒・勉強道具・帽子・自由帳です。持ち物全てに名前の記入をお願いします。
- ※上記持ち物以外の物は持ってこないようお願いします。紛失した場合の責任は負いかねます。

【土曜日児童クラブの実施場所】



10 民間委託について

令和6年4月1日より、下記小学校の児童クラブについては、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店」が運営しています。

【対象小学校名】

氷丘南、野口、平岡南、野口南、西神吉、陵北、東神吉、東神吉南、川西、氷丘、八幡、両荘みらい学園、志方、志方東、志方西

【問い合わせ先】シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 加古川事務所 [TEL:079-490-8686](tel:079-490-8686)

11 児童クラブの辞退

児童クラブを辞退するときは、「児童クラブ利用辞退届」の提出が必要です。「児童クラブ利用辞退届」は、児童クラブ、または社会教育課で受付しています。

【辞退についての注意事項】

- ・夏休み期間限定利用については、8月末をもって自動的に退所となります。
- ・7月末もしくは8月15日で退所を希望される場合、辞退届の提出が必要です。辞退届の提出がなければ、8月末まで児童クラブ保護者負担金がかかります。
- ・7月末までに辞退された場合、8月の児童クラブ保護者負担金はかかりません。8月15日までに辞退された場合、8月の児童クラブ保護者負担金は半額となります。

12 注意事項

- (1) 児童クラブを休まれる場合は、事前に児童クラブ支援員に連絡してください。
- (2) 児童の体調が悪いときは、迎えに来ていただく場合があります。
- (3) 利用申込当初の届出事項に変更が生じた場合は、すぐに児童クラブ変更届を児童クラブ、または社会教育課へ届け出てください。
- (4) 給食がありませんので、お弁当が必要です。お茶も十分にご用意ください。
- (5) 次の場合には、利用を取り消すことがあります。
 - ① 利用児童が、夏休みの保育を必要とする状況ではなくなったとき
 - ② 児童クラブの各種費用を滞納したとき
 - ③ その他、児童クラブのきまりごとや注意事項を守らない等、管理運営に支障を及ぼす行為が繰り返し続くとき
- (6) 出席(欠席)日数によって月の保護者負担金は変更になりません。
- (7) クラス編成については、ご希望にそえませんのでご了承ください。

